

## 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付について

教育標準時間認定子どもに係る施設型給付費等の額については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第9条第1項第1号及び同項第2号イ及びロ並びに同項第3号イ及びロの規定により、「**国庫負担対象部分**」と「**地方単独費用部分**」に分かれています。

**特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等**(平成27年内閣府告示第49号)(以下「**公定価格告示**」という。)に定める別表第二等の額は、地方単独費用部分も含め、特定教育・保育に通常用する費用の額としての標準価格を示しており、「**国庫負担対象部分**」は、この標準価格に1,000分の734を乗じて得た額としています。

本市が定める「**地方単独費用部分**」の額は、**公定価格告示**に基づき、「**公定価格告示別表第二に定める額に1,000分の266を乗じた額**」とします。

これにより**公定価格告示**に定める標準価格の給付がされることとなります。